

令和 6 年
6 月 舟橋村議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）

議 事 日 程

令和 6 年 6 月 3 日 午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 19 号から議案第 26 号まで
- 議案第 19 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件
- 議案第 20 号 舟橋村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件
- 議案第 21 号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件
- 議案第 22 号 舟橋村の職員等の旅費に関する条例全部改正の件
- 議案第 23 号 専決処分の承認を求める件
- 議案第 24 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 25 号 令和 6 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 26 号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 5 年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件
（提案理由の説明）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	小 杉 知 弘
2 番	古 川 元 規
3 番	加 藤 智恵子
4 番	田 村 馨
5 番	森 弘 秋

6 番 竹 島 貴 行

7 番 前 原 英 石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光

教 育 長 土 田 聡

総 務 課 長 山 崎 貴 史

生 活 環 境 課 長 田 中 勝

会 計 管 理 者 林 輝

代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前 10 時 00 分 開会

開 会 の 宣 告

○議長（前原英石） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 6 年 6 月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（前原英石） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、

5 番 森 弘 秋 議員

6 番 竹 島 貴 行 議員

を指名します。

会 期 の 決 定

○議長（前原英石） 日程第 2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 14 日までの 12 日間とし、審議終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 14 日審議終了までとすることに決定しました。

議案第 19 号から議案第 26 号まで及び報告第 1 号

○議長（前原英石） 日程第 3 議案第 19 号 舟橋村監査委員条例一部改正の件、議案第 20 号 舟橋村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件、議案第 21 号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件、議案第 22 号 舟橋村の職員等の旅費に関する条例全部改正の件、議案第 23 号 専決処分の承認を求める件、議案第 24 号 令和 6 年度舟橋村一般会計補正予算（第 1 号）、議案第 25 号

令和6年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）、議案第26号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件、日程第4 報告第1号 令和5年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件、以上9件を一括議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石） 村長より提案理由の説明を求めます。

渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 本日ここに令和6年6月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私共にご多忙の中ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

それでは、本日の定例議会に提出いたしました案件の説明に先立ち、所信の一端を申し上げます。

初めに、サンフラワープロジェクトについてであります。新年度に入り、この場をお借りして、改めてご説明いたします。

昨年より舟橋村に参画いただいている地域力創造アドバイザーより、秋田県大館市の釈迦内地区のヒマワリを活用した地域活性化事例の紹介をいただきました。現地では子どもたちのために地域の大人が事業を実施していることに感銘を受け、ぜひ村でも実践できないかという思いを基に、本年度、舟橋村でも実施したいと考えました。

去る4月には、釈迦内地区での活動の発起人でもある日景氏を招き、キックオフミーティングを開催いたしました。議員各位を含め多くの方に来場いただき、先進地域での取組を共有いただけたことで、今後の取組に理解が深まったものと感じております。

今月号の広報ふなはしの表紙にも記載しておりますが、村内の休耕田を利用し、6月15日土曜日に種まきを実施予定でありますので、議員各位もご家族、ご友人をお誘い合わせの上、ご参加いただければと思います。

このプロジェクトでは、種まき、収穫、加工、販売の工程を通じて、舟橋村の抱える課題の解決、関係人口増加の取組、舟橋村の商業発展、子どもたちの学びの機会創出に取り組んでまいります。

まず1つ目の、舟橋村の抱える課題の解決ですが、村における様々なコミュニティ間の希薄さ、各組織の会員数の減少や高齢化が課題になっております。ヒマワリの種植え、収穫という、老若男女が無理なく参加できる作業を行うことで、各世代が縦断的に関わりを持つ機会の創出につなげることが課題解決になると考えております。

次に、関係人口増加の取組ですが、舟橋村のウイークポイントは、日本一小さいがゆえに観光資源が乏しいという点です。そして、過去の事業の多くは村内、村民向けのものが多く、村外から人を誘引できるものはあまりなかったのが現状です。

期間にして1週間程度ではありますが、満開のヒマワリを見に舟橋村に来ていただける。そんな方を増やすことができれば、舟橋村の関係人口の増加につながるものと考えております。

村のSNSや私自身のSNS、そして関係いただける皆様から情報発信をしていただき、一人でも多くの方に舟橋村に足を運んでいただけるよう努めていきたいと考えております。

次に、舟橋村の商業発展についてですが、せっかく皆さんで育て上げた満開のヒマワリ。茎や葉はそのまま堆肥として利用し地力回復にもなりますが、種を活用して6次産業化も見据えながら商品化を進めてまいりたいと考えております。

この段階においては、皆様のアイデア等も重要になってくるものと考えております。そして、商品化された商品については、舟橋村のふるさと納税返礼品への登録なども行いたいと思っております。

最後に、子どもたちの学びの機会の創出についてであります。

種植えから商品化の過程において、子どもたちにも関わりを持っていただきながら進めていくことは今ほどご説明させていただきましたが、商品化までの過程に要した経費や商品の販売収益などを基に、来年度以降、本プロジェクトをどのように進めていくのか、子どもたちにも考えていただく機会を設けたいと考えております。

これは、金融教育の一環として、商品の販売や会社の経営とはどのようなものを学ぶきっかけになればと考えております。

また、6月号の広報ふなはしで配布した種は、実際に田んぼにまくものと一緒の種です。ぜひご家庭で栽培、収穫いただき、本プロジェクトに参画いただければと思います。

次に、本プロジェクトに関連して、本議会にて補正予算要求をさせていただいた地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、3大都市圏内の都市地域から転出した方が、3大都市圏内の条件不利地域及び3大都市圏外に転入した方が対象となります。

地域おこし協力隊員の効果としては、地域おこし協力隊員自身としては、自身の才能、能力を生かした活動や生きがいの発見。地域は、よそ者、若者による斬新な視点、協力

隊員の活動が刺激を与える。地方公共団体については、行政ではできなかった地域おこし策や地域活性化につながる効果が期待されています。

今回、サンフラワープロジェクトを中心に、舟橋村のDX化の取組や新たなふるさと納税返礼品の開発に従事いただきたいと考えております。サンフラワープロジェクトに対しては、地域住民にとどまらない村外の方との交流や事業実施に伴うマンパワーの確保、各種啓発活動にも取り組んでいただければと思います。予算成立後に、隊員の方が決まり次第、皆様にも周知してまいります。

なお、地域おこし協力隊に係る費用、隊員の活動費については上限がありますが、10分の10で特別交付税措置がなされます。

それでは、本日提案しております案件についてご説明申し上げます。

議案第19号 舟橋村監査委員条例一部改正の件につきましては、監査の根拠法令である地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 舟橋村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例一部改正の件につきましては、地方公共団体の長の損害賠償責任の根拠法令である地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 舟橋村特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例一部改正の件につきましては、特別職の国外旅行について定めがなかったため、新たに規定するものであります。

議案第22号 舟橋村の職員等の旅費に関する条例全部改正の件につきましては、職員の国外旅行等について定めがなかったため、新たに規定するものであります。

議案第23号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、予算案件3件、条例案件2件をそれぞれ専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

議案第24号 令和6年度舟橋村一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億2,869万3,000円を追加し、予算の総額を20億8,298万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、富山県市町村共同利用型自治体クラウドサービスへの移行に係る費用4,575万9,000円、定額減税補足給付金事業に係る費用2,934万円、低所得者支援給付金事業に係る費用2,393万8,000円等であります。

その財源といたしましては、国庫支出金6,512万1,000円、繰越金1,66

8万3,000円等を充当しております。

議案第25号 令和6年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ102万円を追加するものであります。

議案第26号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、医療制度における健康保険証がマイナンバーカードに移行することに伴い、規約を変更することについて議決を求めるものであります。

報告第1号 令和5年度舟橋村繰越明許費繰越計算書の件につきましては、一般会計で事業件数12件、事業費4,406万4,000円を明許繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前原英石） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

○議長（前原英石） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前10時15分 散会